

令和8年2月24日開催

付議事件

1 第12号議案 府中市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○松村祐樹委員長 付議事件1、第12号議案 府中市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 ただいま議題となりました第12号議案 府中市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきまして御説明申し上げます。本案は、子ども・子育て支援法の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

恐れ入りますが、システムの2ページを御覧ください。条例の内容でございますが、第1章総則、第1条は本条例の制定の趣旨、第2条は本条例における用語の定義を定めております。

システムの3ページを御覧ください。第3条は、特定乳児等通園支援事業者の一般原則になりまして、子供が健やかに成長するために適切な環境の確保を目指すこと、子供の意思及び人格を尊重し、子供の立場に立って支援を提供すること、関係機関と連携すること、子供の人権の擁護、虐待の防止等のために体制を整備し、職員への研修実施等、必要な措置を講ずることを定めております。

次に、第2章は特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準でございます。第4条は、1時間当たり及び一月当たりの利用定員の考え方を定めております。

恐れ入りますが、システムの4ページを御覧ください。第5条は、利用を開始する際の面談について、第6条は、利用の申込みを正当な理由なく拒否してはならないこと、第7条は市のあっせん及び要請への協力について定めております。

恐れ入りますが、システムの5ページを御覧ください。第8条は、保護者から提示を受けた乳児等支援支給認定証の記載事項の確認について、第9条は、保護者からの認定申請に対する援助について定めております。第10条では、利用者の心身の状況など利用状況の把握に努めること、第11条では関係機関との連携について、第12条では提供の記録、第13条では利用に要した費用の支払いについて定めております。

恐れ入りますが、システムの6ページを御覧ください。第14条では、利用者の心身の状況等に応じて支援を提供することを定めております。

恐れ入りますが、システムの7ページを御覧ください。第15条は事業の評価及び改善について、第16条は、利用者の相談に応じ助言・援助を行うこと、第17条は子どもの体調急変時等の対応について、第18条は偽りその他不正利用の市への通知、第19条は運営規定の整備について定めております。

恐れ入りますが、システムの8ページを御覧ください。第20条は、適切な支援を提供できるよう、職員の勤務体制の確保及び資質向上のための研修機会の確保について定めております。第21条では利用定員を遵守すること、第22条では、利用申込みの選択に資すると認められる重要事項等についての掲示及びホームページ等での閲覧、第23条では差別的取扱いの禁止、第24条では虐待等の禁止について定めております。

恐れ入りますが、システムの9ページを御覧ください。第25条は秘密保持に係るもので、業務上知り得た情報を漏らしてはならないこと、また漏らすことのないよう必要な措置を講ずること、関係機関への情報提供の際には文書により保護者の同意を得ることを定めております。第26条は、保護者への事業内容に係る情報提供、虚偽・誇大な広告

の禁止について定めております。第27条は利益供与等の禁止について定めております。

恐れ入りますが、システムの10ページを御覧ください。第28条では、苦情解決窓口の設置、調査協力、改善措置、改善報告などについて定めております。第29条では地域との交流について定めております。

システムの11ページを御覧ください。第30条では、事故の発生及び再発防止策を講じ、発生時の速やかな対応等について定めております。第31条はほかの事業と会計を区分することについて、第32条は記録等の整備及び保存について定めております。第3章、雑則、第33条は、書面で行う記録等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを定めております。

システムの12ページを御覧ください。最後に付則でございますが、本条例の施行期日を令和8年4月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。えもと委員。

○えもとひろあき委員 御説明ありがとうございます。2点お伺いをさせていただきます。人員の配置についてです。配置基準というのは国の配置基準に準拠しているのか教えてください。

次に、費用負担についてです。利用料及び実質負担というのはどうなっているのか、利用時間の上限を超えた場合などを教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の配置基準の国との違いでございますが、一般型につきましては、本事業を実施する場合の配置基準につきましては、乳児おおむね3人につき従事者1人、満1歳以上満3歳未満、おおむね6人につき従事者1人で、事業者の半数以上は保育士でなければならず、受入れ人数に関わらず従事者は原則2人以上必要であると定めております。

本市につきましては、多様な他者との関わり機会創出事業を実施しておりますので、乳児3人につき従事者1人、6人につき従事者1人というところは国の基準と同様でございますが、従事者の6割以上は保育士でなければならないとしており、国の基準よりも従事者に占める保育士の割合を高くしているところでございます。

続きまして、利用者の負担、利用時間等についてでございますが、まず利用可能な時間については、子ども・子育て支援法に基づく給付の上限は月10時間と定められているところでございます。利用料金につきましては、国の定める標準利用料と同じ、本市におきましては1時間300円に設定しているところでございます。しかしながら、東京都の制度であります多様な他者との関わり機会創出事業を本市では今年度から実施しているところでございますので、利用時間につきましては月160時間まで、利用料につきましては、日額上限を2,400円、月額上限としましては4万8,000円までは本人の負担なく利用できるようにする予定でございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 詳細にお答えありがとうございます。配置基準もより厳しいといえますか、より安心できる形になっているのかなと思います。国の基準で十分なのかという不安の声も聞こえておりましたので、安心したところです。

費用負担につきましても、多様な他者とのハイブリッド運用ということで、こちらも承知いたしました。この制度をどう活用するかというところは、保護者支援の観点からも考えていかなければならないと思っております。うまく活用してもらうために、どう周知していくのかということのお考えを教えてください。2回目、一つお願いしま

す。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 それでは、お答えさせていただきます。周知方法についてでございますが、市民周知につきましては、広報の3月15日号で市民の方へ周知する予定でございますが、そのほかホームページ、府中市のLINE公式アカウント等を活用して周知してまいります。

また、対象者の方への直接的なアプローチとしましては、「みらい」と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 お答えありがとうございます。制度目的である趣旨や、全ての子供の育ち支援であったりとか、そういったところは高く評価しているものですが、安全に留意していただくというのは日頃から変わらないことだと思います。利用者の声や現場の声の吸い上げというのもお願いしたいなと思います。子育て環境を支える、家庭を支えるという部分に関して、新しい選択肢として期待しているところです。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はありませんか。前川委員。

○前川浩子委員 ありがとうございます。今のえもと委員の御質問の中にもありましたけれども、この事業と都事業の多様なところの組合せみたいのがよく見えてないので、そこを一つお聞きしたいのと、5条によると、事業者が利用の申込みを受けた後と書いてあるので、これは事業者が直接申込みをしていくものなのかどうかということと、ずっと条例を読んでいきますと、最初に面談をしないといけない、それから心身の状況を把握しないといけない、他のところと連携をしないといけない、5条、10条、16条の必要な助言その他の援助を行わなければならないと。これをしていくのって結構大変なことだと思うんですけども、府中の場合、一般型じゃなくて余裕型が多いと聞いておりますけれども、本来の保育事業、幼稚園事業を行っていくほかにこれが入ってきたときに、特定枠で入ってくるお子さんたちの様々な情報をどのように管理していくのかというのを少しお聞かせいただきたいです。

それと、15条にございます質の評価というのがあるんですけども、2のほうは外部評価ということが分かるんですけども、一番上のところは、質の評価というのは内部評価もするのかなと思って見ているんですけども、内部での評価はするののかどうかというのをお聞かせいただきたいです。

23条の差別的扱いをしてはならない。差別的扱いをしてはならないということについて、例えば事業者の中で研修等々が行われるのかどうか。今、特に外国人差別がひどくなっている状況でございますので、この辺をしっかりとしないと、府中は外国籍の方も多うございますので、と思いますが、何か特に研修など市が考えているのかどうかというのをお聞かせいただきたいです。情報の提供というのがかなり出てくるので、こら辺の個人情報の保護についてもどう考えているのか。

29条、地域との連携、地域との交流に努めなければならないというのは、この事業だけで地域との交流というのをこの条例は想定しているのかどうか、ちょっと見えにくいなと思うんですけども、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 それでは、御質問に順次お答えいたします。

まず、利用される方の情報の管理等についてでございますが、市のほうで利用認定をした後、利用に当たっては、利用を希望する施設と面談等を行うこととなりますが、その際に当たりましては、国の総合支援システムというところで、面談の申込み、予約を行うところとなります。国の総合支援システムの中で、利用者の方の記録等を残すこと

になってございますので、そちらを見て、利用者の経過について記録している形になります。

続きまして、まず質の管理でございますが、質の管理としましては、市のほうで国や東京都のほうから研修の案内等がございますので、その情報につきましては、利用時支援については随時提供して、受講するよう促しているところでございます。また、市のほうで行っています巡回支援のほうも、今後、誰でも通園が実施された後、各施設を回るようになりますので、その辺りでの質の担保というところも見ていきたいと考えてございます。

続きまして、差別的取扱いについてでございますが、子供誰でも通園事業者につきましては、来年度7施設を予定しておりますが、こちらにつきましては、誰でも通園制度以外の通常の運営のほうも行っているところでございますので、そちらと同様に、差別的取扱いをしないことについては遵守するよう依頼しているところでございます。

最後になりますが、地域との交流の考え方についてでございますが、この誰でも通園制度につきましては、所属先のない家庭の利用先となっております。目的としましては、誰でも通園制度については、3歳未満の方の利用を想定しておりますが、その後の3歳以上に利用できる所属先へつなげるというところも誰でも通園の趣旨になっておりますので、そういった次の所属先と連携しながら交流できるような取組をしていくよう依頼しているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 終わりですか。要は、都との組合せについてとか、あと第5条の事業者、直接申し込むのかとか、あと内部評価。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 答弁が不足しており、申し訳ございません。誰でも通園制度と東京都の制度との関係性でございますが、東京都の多様な他者につきましては、誰でも通園の上乗せとして利用する想定でございます。誰でも通園制度が月利用上限が10時間になっておりますが、それを越えた分につきましては、多様な他者を活用して、両方合わせて月160時間まで利用できるようになっておりますので、利用された方につきましては、まず誰でも通園制度を適用させて、その後、東京都の制度を適用させるという想定でございます。

続きまして、申込み方法につきましては、まず利用の認定に当たりましては、市のほうに直接申込みをいただきますが、その後は利用を希望する園に、国の総合支援システムを使って利用の申込みをしていただくようになります。その後、利用希望園から連絡が来ますので、面談の調整等につきましては、希望する園と直接保護者のほうでやっていただくようになります。

個人情報の取扱いについてでございますが、こちらにつきましては、ほかの事業と同様、個人情報取扱いに十分注意し、利用者には漏らさないよう、十分注意して取り扱うよう依頼しているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 様々ありがとうございます。いろいろお聞きしましたので分かったんですけども、この制度と東京都の「多様な」の使い方のあたりを丁寧に説明していただきたいんです。上乗せで使えるということをきちんと明確に書いた何かというのをお配りいただきたいとか情報提供していただきたいというのが一番です。今もこの東京都の制度というのは、利用する側にとっては使いやすいというか、非常にいい制度なんですけれども、入り口のところが分からないというお声をいただいて、どういうふうに申し込んでいくのかというのが通常の幼稚園、保育園と違いますので、このところは丁寧にやっていただいただけると、本当にこの制度を必要とする人が多いので、考えますと、その辺は力を入れてやっていただきたいと思っているところです。

情報に関しましても、十分に注意していくということですけども、余裕型、一般型ど

ちらにしても、本来業務という言い方もおかしいんですけども、ほかにこれがあるので、その情報の管理が非常に難しくなるんじゃないかと思しますので、その辺は市から事業者のほうに、事業者といっても幼稚園とかに様々支援をしていただけるとありがたいなと思います。園長たちにも聞きますと、これ、非常に評価が高いんです。子供たちを受け入れて、いろいろな子供たちが来てくれることがうれしいというお声を聞いているんですけども、結局情報の管理ですとか申込みの際の手続ですとか、園のほうにかかる負担もかなり大きくなるという不安の声もございしますので、その辺のところは市のほうでもきっちり把握して、支援をしていただければいいなと思います。

交流のことなんですけど、確かに所属のない3歳未満の子供たちの所属が分かるというのは非常に大事なことで、今までも虐待の予防等々の中に所属のない子供たちのことが取り上げられてきていますが、その後、どこにつなげていくかということはこの交流という中で考えていただけたということは非常にありがたいと思いますので、ぜひともまたお聞かせをいただきたいです。

先ほど周知を3月15日の市報、ホームページ、LINE、また「みらい」との協働で行うと、えもと委員の質問にお答えになっていきますので、今申し上げましたように、丁寧にしていただきたいです。差別的というのは、結局いろんな外国のお子さんが来まして、御両親も子供も言葉もできないし文化も違うというところでいろいろ起こってしまうことがありますので、ぜひともこの辺は注意していただけたらいいかなと思います。いろいろ御案内する中で、宗教的なことでこの食べ物は食べられないとかいうときに、柔軟に受け入れていただくことができるといいかなと思いますので、その辺のケースも市のほうでも積み上げていって、こういうときにはこういうケースがあったという相談の窓口があるといいかなとも思っておりますので、何か工夫ができればいいなと思います。

この制度に関しましては非常に可能性の高いものであって、府中市民に非常に資するものであることから、この条例については賛成をいたしております。

以上です。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はありませんか。西の委員。

○西のなおり委員 幾つかお聞きしたいと思います。まず、既に始まっている多様な他者との関わり機会創出事業で、先ほどの質疑の中で、事業数、想定7施設とあったんですけども、既に始まっている多様な他者のほうでは幼稚園7園というのがホームページにも出ていますが、保育園の受皿はどのようになっているかというのを教えてください。

それで、3月15日から周知が始まるということなんですけれども、実際の定員的なところで言いますと、これまでの多様な他者のほうの利用の状況、こちらも定員が決まっただけか、その辺りの状況と、今後の運用の中で申込みをしようと思ったときに、既に予約がいっぱいという状況があるのか、もしくは、例えば抽せんを決めるとか、その辺りの運用の仕方について教えてください。

1件目、以上お願いします。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の誰でも通園制度の利用施設数でございますが、こちらにつきましては、一般型といたしまして5施設、こちらの5施設は全て幼稚園となっております。続きまして、余裕活用型が2施設、こちらが認可保育所となっております。全部で4月1日から実施できる施設につきましては、現在のところ7施設でございます。

続きまして、定員についてでございますが、一般型につきましては、定員につきましては、ゼロ歳から2歳児まででございますが、合計で5施設合わせて63人、定員を予定しております。余裕型につきましては、それぞれ30、合わせまして64名でございますが、こちらの定員につきましては、通常の保育所の空き定員が生じたところでございます。

で、通常の保育所の受入れ人数と同じ数となっております。現状では余裕活用型につきましては、通常の保育のほうで定員を満たしておりますので、4月1日から余裕活用型が今のところは利用できないという状況でございます。

続きまして運用の仕方でございますが、こちらのほうで利用認定のところまでは行いますが、その後の面談や申込み後のいっぱいになったときの対応等につきましては、各施設の運用でやるようになりますので、こちらのほうで先着なのか抽せんなのかというところは、各施設について特段指示はしないものでございます。また、利用定員が少ないとかそういった声がありましたら、そちらは市のほうでしっかりと受け止めて、今後どのようにしていくか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなおい委員 施設数、7施設ということなんですけれども、そうすると、今幼稚園7施設あるうちの5施設に減るということなのか、その辺りを教えてください。もしくは子供誰でも通園制度と使える施設が違うのかというのを教えてください。

これらの制度については、孤立した子育てを防ぐということで、ニーズはとても高いことは重々分かっています。一方で、受皿側の保育園とか幼稚園にしてみると、一時的な保育とか短時間的な利用が子供たちにどういった影響を与えるかということと、あとならし保育のこととか保育士不足のこととかいろんな懸念があるとも聞いています。そういったところで、これまで多様な他者のほうでやってきた中で、施設側から出ている意見とか要望みたいなことがもしあれば教えてください。そういった意味で、既存の保育への影響というのは今後も心配していかなくてはいけないのかと思うんですけれども、ふだん預かっている子供たちとの関わりの中で、懸念点とかそういった声が施設側からあるのかどうかというのを教えてください。

それから、先ほどえもと委員のときの答弁だったか、3歳未満のお子さんのその後につなげる役割とおっしゃったんですけれども、こちらの意味、どういったことをおっしゃっているのか、もうちょっと説明をお願いします。

あと、運用については各施設に任せるといことなんですけれども、日によって空きを探さなくちゃいけない状況というのは、子供にとっても保護者にとっても負担なのかなと思ったんですけれども、そういった意味で、市のほうで相談を受ける窓口というんですか、空き状況の保育コンシェルジュのような相談窓口があるのかどうかを教えてください。

以上をお願いします。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 まず、多様な他者の施設数の減でございますが、2施設におきましては、誰でも通園制度につきましては、国からの給付の発表が12月となっております。国の制度をやったときに採算が取れるかどうかというところが不明瞭であることから、4月1日からの誰でも通園制度の採用については一時辞退したいという申出があつて、2施設減となっているところでございます。

続きまして、施設からの要望についてでございますが、特に大きな声はございませんが、この事業を実施するに当たり、資料等をいろいろ作成することがございますので、そういったものが少し煩雑になるという声はいただいているところでございます。

続きまして、3歳未満をつなげる意味というところでございますが、こちらにつきましては、まず、所属のない方につきましては、家庭の状況等が分からず、支援が行き届かないというところがございますので、3歳以上につきましては、国のほうでも9割以上が何らかの所属先に属していることとなりますので、そういったところにちゃんとつなげるよう所属先を紹介していくというところでの連携を意味しているところでございます。

最後に、相談を受ける市での窓口でございますが、直接専門の相談窓口は受ける予定

ではございませんが、通常どおり、コンシェルジュの対応や職員のほうで相談を受け止めて、丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

答弁の順序が前後して申し訳ございません。既存の保育所への影響でございますが、一般型につきましては、空きスペースや、通常の保育に当たってない方のところで対応しているところでございますので、一般型については特段影響はないと捉えております。余裕活用型につきましても、誰でも通園のほかには一時保育等を実施しているところもございまして、そういったノウハウはあるというところで認識しておりますので、特段影響がないものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなのみ委員 分かりました。二つの施設は、採算が取れるか不明瞭ということで辞退されているということなんですが、この辺りについては、施設数は、例えばこの2施設のところだったり、ほかの施設が希望した場合には、再度申請というか、申込みできるのかどうかというのを最後お聞きしたいと思います。

意見としましては、この事業のニーズというのは、先ほども申しましたけれども、育児の孤立とか虐待を防ぐという意味で本当に意味のあるものだと思います。受皿のほうの施設側にとっても負担になっていたりとか、先ほどのように、採算が取れるかどうかの心配があるというところはちょっと不安かなと考えています。そういった意味で、市としても利用者、また施設の意見をしっかり聞いていただいて、子供たちが安全に通えるように、保護者も安心して任せられるような制度にさせていただくように要望いたしました。この条例については賛成をします。1点だけ。

○松村祐樹委員長 1点だけ答弁をお願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 今後の施設でございますが、4月1日からは全部で7施設実施予定でございますが、年度途中でも、ほかの実施してない施設から事業開始の申出がございましたらお届けをいただいて、子ども・子育て審議会に意見を伺うという手続がございまして、そういった手続を順次行い、年度途中でも実施できるような体制は取っていきたくと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第12号議案は可決すべきものと決定いたしました。

2 第13号議案 府中市立保育所条例の一部を改正する条例

○松村祐樹委員長 付議事件2、第13号議案 府中市立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。お願いします。

○古田裕樹保育支援課長補佐 ただいま議題となりました第13号議案 府中市立保育所条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本案は、市立本町保育所の位置を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、平成26年1月に策定した「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、本町保育所移転・新設・跡地活用事業において、市立本町保育所の移転・新設の取組を進めています。このたび、令和8年10月に新たな市立本町保育所が竣工することから、その供用開始に当たり、市立本町保育所の位置の変更を行うもので

ございます。

それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

第2条第8号「府中市立本町保育所 府中市本町3丁目19番地の3」を「府中市立本町保育所 府中市本町3丁目18番地の5」に改めるものでございます。

最後に付則でございますが、条例の施行期日を令和8年12月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第13号議案は可決すべきものと決定いたしました。

3 陳情第1号 市立学校へ浄水冷水器の設置を求める陳情

○松村祐樹委員長 次に付議事件3、陳情第1号 市立学校へ浄水冷水器の設置を求める陳情を議題といたします。

陳情の朗読をお願いいたします。お願いします。

○二村善久議事課長 陳情文書表の3ページを御覧ください。陳情人住所氏名は、府中市寿町1-2-6、新日本婦人の会府中支部支部長、片良ふみえさん。件名は、市立学校へ浄水冷水器の設置を求める陳情。

1、趣旨及び理由。温暖化により年々暑さが厳しくなっています。市立学校に浄水冷水器を設置することをお願いいたします。猛暑日や熱帯夜が増加する中、環境省・文部科学省は「暑さ指数」や「熱中症警戒アラート」等を策定し、熱中症対策に努めてきました。学校に対しては「学校における熱中症対策のガイドライン作成の手引き」を作成しています。それらにのっとり、府中市の学校でも様々な対策が取られてきました。昨年は5月の連休前から暑く、休み時間の外遊びを禁止する、プールの授業の中止、運動会の時期を早める、運動会を午前で終わらせるなどの対策が取られました。異常な暑さが続き、「四季」ではなく「二季」という言葉が一般的になるほどの状況でした。熱中症の危険がますます増大しています。

小学校の先生に話を聞きました。「子供たちは水筒を持って登校します。でも、1日のうちにその水筒の水を飲み切ってしまうと、水筒1本分では足りなくなります。そうになると、水道の蛇口から水を飲むことになります。夏場の水道の水はぬるま湯のように温まっています。しかし、それを飲むしかないのです」とのことでした。活動量の多い成長期の子供たちです。体育の後など、ぬるま湯のような水を飲んでも深部体温は下がりません。熱中症を予防するには、体温の上昇と脱水を抑えることが基本です。ガイドラインには、集団活動における熱中症対策のポイントとして、「いつでも飲める冷たい飲料（5℃～15℃）を準備しましょう」とあります。熱中症対策として、冷水器は大変有効なのではないでしょうか。新宿区では、2025年度に全ての区立学校計40校に冷水の「給水スタンド」計121台が設置されました。その目的として、「近年、酷暑が深刻となっており、学校行事等の実施に当たって熱中症対策の充実が求められています。小学校・中学校、特別支援学校へ給水スタンドを設置することで、児童・生徒の健康を保持し、安全かつ安心に学校生活を送ることができるよう、教育環境の改善を図ります」と

述べられています。

府中市役所でも、新庁舎の各階に浄水冷水器が設置されました。不織布・活性炭・中空糸膜などを使い、トリハロメタンをはじめ様々な不純物をろ過できる、PFASも除去できると説明書にありますが、PFAS問題も市民の関心を集めてきているところです。子供たちが1日を過ごす学校に、安全な冷たい水を供給できる教育環境を整備していただくよう重ねてお願い申し上げます。

2、要望事項、府中市の市立学校に浄水冷水器を設置してください。

以上でございます。

- 松村祐樹委員長 陳情を提出された方がお見えになっておりますが、補足説明についてはいかがいたしましょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

- 松村祐樹委員長 それでは、陳情を提出された方から補足説明を受けるため、委員会を休憩します。

午前10時9分 休憩

午前10時22分 再開

- 松村祐樹委員長 文教委員会を再開いたします。これより質疑・意見を求めます。えもと委員。

- えもとひろあき委員 学校施設についてちょっと質問させてください。設置について、浄水冷水器が設置されていない学校数と冷水器が設置されていない学校数、浄水機能付きの冷水器の設置費用とランニングコストと冷水器の設置費用とランニングコスト、あと設置箇所を確保できるのかどうかというところを教えてくださいと思います。

あとすいません、蛇口と上水道がつながっているのかということも教えてくださいたいんです。というのは、飲用のものというのが地下水なのかどうかということ、これを教えてください。

- 松村祐樹委員長 よろしいですか。順次答弁願います。お願いします。
- 大南尚也学校施設課長補佐 初めに、現在浄水冷水器を設置していない学校はどこかということですが、こちら、全ての学校に配置しておりませんので33校設置しておりません。

続きまして、冷水器を設置していない学校ということですが、改築校である三小、六小、八小、一中以外の29校になります。

続いて、冷水器と浄水冷水器の設置費用とランニングコストということですが、学校のほうでは浄水機能付きの冷水器が設置されていないというところがありますので、庁舎を例に浄水機能はお答えさせていただきまして、まず初めに浄水機能なしのほうにつきましては、六小の実績で32万円です。浄水機能ありにつきましては60万円になっております。また、ランニングコストとしては、浄水機能ありではフィルター交換が必要となってきますが、こちらが年間1台当たり3万円の追加が必要となってきます。

続きまして、現実的に設置できる場所があるかということですが、設置場所については、既存の建物、今回改修で行うため、給排水管の接続が必要となる場所がありますので、現地を確認した上で、スペースも含めて、電気給排水管、こちらの接続の検討が必要となってきます。

続いて、蛇口に直接つないでいるかということですが、委員おっしゃるとおり、上水のものを使用しておりますので直結でつないでおります。

以上でございます。

- 松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。
- えもとひろあき委員 御説明ありがとうございました。設置するとなると大きな費用が必要になる場合もあるのかなど。給電給水排水工事をするとなると大きな費用かと思うんですけども、もちろん必要であれば、多くの費用をかけてでもその必要性に応えるべ

きだとは思いません。

2回目の質問なんですけれども、生徒の声とか需要の面を確認させていただければなと思ってまして、未設置の学校で生徒の声であったりとか校長会等があると思いますので、学校長からの要望というのがあるのか教えていただきたいと思います。あと、設置している学校での利用についての状況、小・中学校に聞き取りというのは行っているのか。行っていた場合、どういう利用状況なのか教えていただきたいと思います。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。お願いします。

○大南尚也学校施設課長補佐 初めに、学校、生徒などからの要望でございますが、学校からの暑さ対策などの要望はあるんですが、府中市立小・中学校校長会、こちらが要望として予算要望があるんですが、こちらからの浄水器、冷水器ともの設置の要望はございません。また、保護者、児童・生徒からの要望もございませんでした。

続きまして、設置しているところの利用状況というところでございますが、こちらにつきましては、まず一中ですが、こちらについては、部活動をしているというところもありまして、使用しているというところを聞いております。

続いて小学校についてですが、こちらは水筒を持っているというところもありまして、頻繁に使っているということは聞いておりません。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 答えありがとうございます。未設置の学校の要望、お声、また設置している学校の状況というのも分かりました。活動量の増える中学校とか部活動とかは、冷水器について多くの要望があれば検討などあってもいいのかなと思うんですけれども、一方、設置場所や給排水、先ほどの電気工事の導入コストとかを考えると、熱中症対策として別の手段を講じるという判断もあるのかなとも思いました。冷房や指数測定による活動制限など、現時点で対応もされているというところなんですけれども、こちらを徹底していただいて、小まめな水分補給などの対策をお願いしたいんですけれども、生徒の安全というのは何よりも大切だと思います。共通認識で全員が考えているところなので、現時点での対策として、水道の安全性と、先ほどお答えいただいた需要、コストとも総合的に勘案すると、市立学校、浄水冷水器設置という陳情については不採択を主張させていただきたいと思います。

しかし、陳情者の御指摘にある熱中症に対する懸念というものも、暑い夏を考えれば理解できる場所ですので、生徒と学校への丁寧な聞き取りと対策の徹底というのを今後よろしく願いいたします。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言ありませんか。西の委員。

○西のなのみ委員 それでは、ちょっと状況をお聞きしたいと思います。陳情者の方から全国の状況は教えていただいたんですけれども、近隣他市、26市での状況、設置しているところがあったりするのかな、そういったところを把握していれば教えてください。

あと、ちょっと古い話になるんですけれども、10年ちょっと前に、東京都が東京都の水がおいしいということをしてPRするためにということもあったんだと思うんですが、直結給水方式を進めるような事業があったかと思います。たしかあのときに、市内の小・中学校に都からの補助金が出て、直結給水型に工事を進めていった時期があったと思うんですけれども、このときに直結式にすると、お水を直接引き込むので冷たい水をおいしく飲めると聞いていたかと思うんですけれども、この工事がどれぐらい進んでいたかと現状を教えてください。

まず、以上をお願いします。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。お願いします。

○大南尚也学校施設課長補佐 26市の設置状況といたしましては、国立市のみになっております。

続きまして、直結給水事業ということでございますが、直結給水事業として行ったのは11校になりまして、そのほか改築で4校行っておりまして、合計15校になっております。

以上でございます。

- 松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。
- 西のなおみ委員 近隣他市については国立のみということで分かりました。直結給水方式については、新しくできた学校は基本直結式にしていくのかということを確認でお聞きしたいんですが、過去行っていたのは11校のみということで、これは今後何かしらの改築をしていく考えとか、当時の状況、途中で終わってしまっているのか、いま一度確認したいです。

今回の陳情では熱中症対策ということで、私も記憶をたどると、たしか浅間中学校とかで工事が終わった後、水が冷たくなって、そのまま飲めるようになったとは聞いたんですけども、結果的に11校で終わっているんで、全校でそれができなかったということもあってあまり知られていない。自分の子供が通う学校で、直結式になっているかどうかさえ知られていないのかなと思っています。結果的には今、子供たちは、先ほど陳情者の方もおっしゃっていますけれども、低学年のお子さんから大きな水筒を首から下げていくような状況があって、大変だなと思っているんですけども、この辺りの直結給水方式にしたことを保護者に知らせたりしているのかという状況も含めて教えていただけたらと思います。お願いします。

- 松村祐樹委員長 答弁お願いします。お願いします。
- 大南尚也学校施設課長補佐 まず、直結給水事業、こちらを今後行っていくのかということでございますが、現在、東京都の補助がない状況になっております。それもありませんので、いただけるようになったときには施策として整備方針として付け加えていくことも考えてございます。

続きまして、直結給水をアピールしているかということでございますが、こちらについては特に大きくアピールはしておりません。

以上でございます。

- 西のなおみ委員 分かりました。じゃ、意見は後で言います。
- 松村祐樹委員長 大丈夫ですか。
- 西のなおみ委員 後にします。
- 松村祐樹委員長 分かりました。ほかに御発言はございますでしょうか。前川委員。
- 前川浩子委員 今いろいろお聞かせいただいたんですけども、府中市内の学校で、三小、六小、八小、一中にはあるということなので、これは学校内のどこにあるかというのと何台あるのかということをお聞かせいただきたいです。

それと、PFASの数値が拙宅の近所ですごく上がっているんで、やはりこれに対しては何か考えていかなきゃいけないと思うんです。教育委員会として、PFASについてどうお考えになっているかということをお聞かせください。

以上です。

- 松村祐樹委員長 答弁お願いします。お願いします。
- 大南尚也学校施設課長補佐 初めに、三小、六小、八小、一中、こちらの冷水器の設置場所でございますが、こちらは避難所の際の給水も考えておりまして、体育館に設置しております。

続きまして、台数でございますが、各校1台ずつとなっております。

以上でございます。

- 松村祐樹委員長 どうぞ。
- 曾根邦友学校施設課学校施設整備担当主幹 PFASに関します本市の考え方でございます。都の水道局におきましては、有機フッ素化合物につきまして年4回、給水栓における検査を実施しております。本市では、幸町、武蔵台、若松、南町のそれぞれ四つの

施設で検査結果が公表されておりまして、令和7年10月から12月の調査結果でございますが、全ての給水所で5ナノグラム／リットル未満の数値でございますが、いずれも国の基準値を下回っておりますことから、本市としては、水道水に関してはPFOSに関しては安全であると認識をしております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 設置箇所については、体育館に設置しているということが分かりましたが、各1台ずつ。実際避難所とか中学校の部活を考えると、体育館はあり得ると思うんですけども、日常生活の中で子供たちが冷たい水を欲しいと思ったときに体育館だけというのはちょっと不十分なのかもしれないですね。私、バレーボールを30年教えておりまして、すごいんですよ。体育館に冷房施設を入れていただいたので、大分夏の練習は苛酷ではなくなりましたが、毎年ウオータークーラーを以前は4リットルだったのが、今は夏に私たち、8リットルのウオータークーラーを使っているんです。やっぱりそれだけ環境状況がすごく悪くなっているとは感じております。おかげさまで冷房をがんがん使っていますので、その分はありがたいんですけども、子供たちには、水筒のほかにペットボトルの500ミリを2本、自分で凍らせて持ってくるんだよと言っても、真夏はそれじゃ足りませんからね。そこから考えてみて、ふだんの学校生活という中で、果たして800とか、うちの孫は小学校二年生ですけど、2リットルのを持っていてというんですけど、かなり重いと思うんですけど、熱中症になってしまったという報告とかが学校から上がってきたことがあるのかというのを、熱中症の原因は様々ですけども、お聞きしたいなと思います。

PFASについてですけども、水道水は安全だという東京都の調査があるというんですけども、どこにどういうふう流れているのか分からないのが地下の水なので、府中市はPFASが出る地域でもあるので、これに関しては東京都とも連携して、もう少し調査をしていただきたいと思っております。これは意見です。質問としては一つです。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。答えられますか。熱中症になったときの報告だったり学校の状況について。（「すいませんね。事前に言っとかないで、ちょっと思いついちゃったものすいません」「少々お待ちください」「全然少々お待ちになっています」と呼ぶ者あり）をお願いします。

○石渡通暁指導室長補佐 お待たせして申し訳ありませんでした。各学校における熱中症の発生件数でございますが、集計等は取っていないんですが、やはり夏場、熱中症対策を取りながらも、少し体調を崩すような児童・生徒も当然おりますので、多少ではあります。熱中症で体調を崩したという事例は把握しております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 多少はあるということで、全然ないというわけではないことが分かりました。3回目となりますので、多角的な使い方をするのが今の学校ですので、なので避難所として使うこともあるので体育館に設置していると。これに関して、避難所としてなので体育館に設置しているんですけど、設置に関して、設置する前にほかにいろいろ考えてみたのかどうかというのが、八小の冷水器が体育館の入り口のところにあった記憶はあるんですけども、六小とか一中とかも。あそこにあることによって、果たして子供たちの日常生活に利便性があるかどうかというのをちょっと疑問があるところなので、もうちょっと詳しく体育館の入り口にした経過を教えてくださいのと、さっき、えもと委員の御質問の中で、設置の費用が32万円、六小なんですけど、これは電気工事や水道工事が含まれているのかどうか。ここのところで、小学校等々の既存校の改修工事等々を見ていると、かなり掘ったり張ったり大変な工事をしているので、浄水冷水器1台を設置するのに当たって、工事に関するコストというのは幾らぐらいかかるのかというのをお聞かせいただきたいです。

また、学校やけやきッズに対する対応は、先ほどの陳情者の方は、学校で水を入れていけばいいということでしたけども、学校やけやきッズへの対応をもしも考えるとしたら、学童は別の建物になっているので、そのところは何か考えたことがあるのかどうかというのをお聞かせください。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○高橋 潤教育部学校施設整備担当副参事 1点目と3点目に関して御答弁させていただきます。

まず、体育館に設置した理由でございますが、こちらにつきましては、平成30年度に議会から要望をいただきまして、避難所である体育館の利用に際しての熱中症対策としての冷水器の設置ということで御要望をいただいております。ですので、当時は児童・生徒の熱中症対策ということではなくて、災害時の避難所利用としての熱中症対策ということでの体育館の設置ということで御要望をいただきましたので、その御要望を基に体育館に設置したということでございます。

今後につきましては、当時と気候状況というのも変わってきておりますので、今後、改築校の設計を行うに際しては、昨今の気候状況も踏まえながら検討していきたいと考えております。ですので、3問目にございましたけやきッズ等への対応、こちらにつきましては当時は全く検討していない状況でございます。

以上です。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○大南尚也学校施設課長補佐 先ほどの設置費用32万円のところでございますが、こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり、電気代等は含まれておりません。というのも、改築工事で行いますので、その際に電気なども一緒に引張ってくる事ができますので、そこら辺があまり必要ないところになってきます。ただし今回、既存校のところで改修で行うということになりますと、電気の引込み、給排水等の引込みなどが出てきますので、委員おっしゃるとおり、より多くの金額が必要になってくるものではございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。杉村委員。

○杉村康之委員 せっかく来られたので、教育委員会としての熱中症対策の中の水分補給についてのこれまでの考え方と、これまで冷水器についてはどのように検討されたのかということをお願いします。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。お願いします。

○石渡通暁指導室長補佐 冷水器に特段取り出してということではないんですが、水筒ですとか水分補給の徹底につきましては、教員には当然ではありますけど、また児童・生徒に対して、水分補給の重要性、熱中症対策の重要性についてはきちっと指導しているところでございまして、例えば授業中において、水分補給が許可を得なければ飲めないなんていうことは決してなくて、いつでも飲んで大丈夫だということをきちっと教員から子供たちに伝えるということについては、校長会等を通じてしっかり指導しておりますので、そういった点を含めて、水分補給また熱中症対策を徹底するように安全指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○高橋 潤教育部学校施設整備担当副参事 施設の面で御答弁させていただきます。熱中症対策、水分補給に関しましては、これまで改築校に関して冷水器を導入してきております。今後につきましても、改築校においては順次冷水器をしっかり設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。杉村委員。

- 杉村康之委員 対策をお聞きしましたが、水分補給について、陳情者の方の御意見もありましたけれども、水分の量とかその辺が実態として足りているのかどうかとか、水筒を何本用意してくださいとかそういう細かな指導というのはあるんでしょうか。
- 松村祐樹委員長 答弁をお願いします。お願いします。
- 石渡通暁指導室長補佐 各学校において、生徒の荷物の重さにもつながってきてしまいますので、必ずしも何本持参するよという指導が行われているとは承知してないんですが、十分な量をしっかり、自分が必要な量を持ってくるよよという事は各学校において周知していると思いますので、具体的な量については、すいません、把握はしておりません。
以上でございます。
- 松村祐樹委員長 答弁が終わりました。杉村委員。よろしいですか。
御意見も踏まえてお願いします。西の委員。
- 西のなのみ委員 意見をさせてください。まず、陳情者の方から頂いた資料に、2種類の給水スタンドの御提案があったかと思えます。それで、新宿区のほうの例を見ますと、これを見ますと、121台を設置して、予算が1,158万円で、設置費用、メンテナンス費用と混ざっているの、実際のランニングコストとかは分からないんですけども、これが今の市役所にあるようなものですか新しい学校につけてあるようなものとはちょっと違うタイプなのかなと思えました。予算もそんなにかかっているのかなと思えます。
それで、先ほどちょっと質問しました東京都の補助金の関係については、当時、物すごく予算がかかっていたように思うんです。あれを全校に工事するというのは現実的ではないと思っていますので、かといって、今の熱中症対策の面で子供たちの安全、健康を保つよよということ言えば、何らかの対策が必要だと思っています。全部の学校に市役所レベルのこういった浄水冷水器を工事してつけるよよのものもなかなか大変だと思えますし、数としても学校の一つあるのでは、はっきり言って足りないんだと思うんです。1,000人以上子供たちがいる学校もありますよよ。なので、新宿区のような対策をぜひ求めたいと思えます。
例を調べておりましたら、例えばさいたま市が水道直結型の給水機を、メーカーと協定を結んで学校に入れているよよということですよ。そもそもさいたま市がプラスチックごみ削減推進に関する協定を結んだよよところから始まりまして、教育委員会とは全市立学校に無償で給水機を置くよよような協定を結ばれたよよということもございましたので、いろいろこの辺りは研究していただきまして、ちなみに、この給水スタンドについては浄水機能もついていて、PFAS対応のものもあるよよということでした。ですので、ぜひ研究していただきまして、今回の陳情については採択を求めたいと思えます。
- 松村祐樹委員長 ほかに御発言ございますか。前川委員。
- 前川浩子委員 いろいろ細かく聞かせていただきました。小学校、中学校の子供たちと触れる機会が多よよございますよよ、小学校、中学校でまた状況は全然違うのかと思っております。特に中学校は部活がありますから、夏は大変だと思っておりますよよ、学校に1台あればいいよよというものでもないし、浄水機能がついていたほうがいいと私は思いますが、平成30年の議会要望で、当時は災害時の対応よよということで始まったよよことですよ。今気候がこういうふうに変わってきてしまっているよよ、そここのところも含めて、今の子供たちは水道から水を飲まないよよですよね。水道が体育館にあるよよが廊下にあるよよが、子供たちはその水をほとんど飲まないよよですから。飲んじゃいけないものだと思っているんだか何だか知らないよよですけど、本当にもう水筒がからからになるまで水を飲まないよよですよ。そういうふう子供たちを取り巻くいろいろな環境よよ、文化とかそういうものが変わってきているよよ、その辺も鑑みて、いろいろお考えいただき、二小のように大きな学校もあります。武蔵台のように小さな学校もありますよよ、ぜひとも現場の先生方とお話をし、市立学校へ浄水冷水器の設置を求めるとよよのが早急にできるものではないと私は思っておりますよよ、今回はこの陳情

を採択することによって、考えるきっかけ、そして子供たちを守る施策をつくっていただけるとよろしいかと思つて採択を主張いたします。

以上です。

- 松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。杉村委員。
- 杉村康之委員 私もさっき質問しましたがけれども、もちろん水分補給とかには検討、対策もされているし、浄水器についても改築のときは設置するということですが、改修等についてまだ十分には検討もされていない感じもしたので、検討してくださいという意味で採択を主張したいと思います。

課題とすれば設置費用なのかと思うんですけども、費用について、浄水機能の高いレベルのものがあるなしで費用が大分変わるようでしたら、まずは熱中症対策ということで、冷水ということを中心に考えて検討もしていただければと思います。

- 松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。佐藤委員。
- 佐藤新悟委員 すいません、簡潔に。会派として、本陳情には様々な意見が出たところなんですけれども、まず、子供たちがきちんと水分を取っているかどうか保護者の確認が困難になってしまうということと、今回の陳情文について、PFOS、有機フッ素化合物を前提とした陳情文に読めてしまうというようなところがございまして、本件については不採択を主張させていただきます。
- 松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。坂本副委員長。
- 坂本けんいち副委員長 当委員会には、公明府中の会派は私しかおりませんので、副委員長の立場ではございますが、意見を述べさせていただきます。

本陳情審査に当たり、公明府中としましては、浄水機能の是非が焦点となりました。環境省と文部科学省による「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」に基づき、府中市熱中症対策ガイドラインがつくられています。その中で、熱中症対策としての水分補給の重要性について記載があり、そこでは水筒の持参が明記されています。ただ、子供が水筒を忘れて水が足りなくなった場合も考えられるので、陳情文にも、熱中症対策として冷水器は大変有効とあるように、学校でも冷水の補給ができるよう、各学校への冷水器の設置は必要と考えています。

私たち公明府中のこれまでの取組として、平成30年第3回定例会において、我が会派の遠田前議員が一般質問で、各小・中学校への冷水器の設置を求め、また会派からも予算要望をし、改築した一中、八小、三小、六小の体育館近くに冷水器が設置されています。今後も、改築に当たって設置されるものと認識しています。ただ、全校が改築されるまでには時間も相当かかることから、公明府中からの令和8年度に向けた予算要望の中で、各学校への冷水器設置を求めています。しかしながら、陳情文の後段では、様々な不純物やPFAS問題といった熱中症対策とはまた異なるテーマについて記載があります。東京都の水道水に関しては厳格な水質基準値を満たしており、学校で利用する水の安全面は確保できていると認識していることから、陳情文の指摘に基づく浄水機能は必須ではないと考えています。本陳情では、浄水機能に限定されているところが我々の考えと唯一異なる点でございます。ちなみに、新庁舎に設置されている浄水機能つき冷水器は50万円以上するグレードの高いものと聞いているので、各学校に設置するにはハードルが高く、全校への設置を目指すのであれば、費用面も重要な検討要素となるはず

です。本陳情の趣旨は十分理解しつつ、また、会派としても、これまで冷水器設置を改築校で実現し、また、改築されていない既存校にも冷水器の設置を予算要望している立場から、引き続き設置に向けて、コスト面や機能面など、全校設置にふさわしい提案ができないか調査研究を進めているところです。将来、冷水器を設置していただけるようなことになれば、検討した結果として浄水機能がつくこともあるかもしれませんが、あくまで熱中症対策としての水分補給がメインテーマですので、そもそも浄水機能に限定して要望することはなじまないと考えていることから、公明府中として、本陳情に関しては

不採択を主張いたします。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

採択に御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村祐樹委員長 念のためお諮りいたします。本件を不採択とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○松村祐樹委員長 ただいま、採決の結果、可否同数であります。よって、委員長は委員会条例第16条第1項の規定により、不採択と裁決いたします。